

処分の原因となる事実

(1) 勧誘目的の明示義務違反（特定商取引法第3条）

同社は、遅くとも令和元年6月頃以降、訪問販売をしようとするとき、その勧誘に先立って、「地域の巡回で消火器を見に来たんですけど。」、「地域の巡回で消火器を見に来たんですけど、見せてください。」、「地域の巡回で消火器を見に来たんですけど、前の消火器を見せてください。」、「地域の巡回で消火器を見に来たんですけど、消火器を出してください。」などと告げていた。

このことは、その相手方に対し、売買契約の締結について勧誘する目的である旨を明らかにしていない勧誘であり、特定商取引法第3条の規定に違反するものである。

(2) 不実告知（特定商取引法第6条第1項第6号）

同社は、遅くとも令和元年6月頃以降、本件販売に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、「容れ物の切替えです。2012年から失効消火器（※①）になってますから。」、「失効消火器になっているので、替えてください。」、「新しいのはこれです。今年からメーターがついている。」、「（持参したチラシを見せながら）これに該当します。失効消火器になっている。切替えです。新しいのはこれになりますから取替えしてるんですよ。」、「期限が切れている。」、「新しいのと取替えです。」、「前のは、容器は加圧式（※②）消火器です。今は全部蓄圧式（※③）（メーター付）です。」、「前のは、2012年から失効消火器となっています。」、「切替えになっていますから取替えをお願いします。」、「前のやつの回収と切替えに来ました。」、「（持参したチラシを見せながら）これに該当しますから。」などと一般住宅の顧客に告げていた。

このことは、次のアからウの点において、消火器の購入を必要とする事情についての不実告知であり、特定商取引法第6条第1項第6号の規定に違反するものである。

ア 消火器の設置が義務付けられていない一般住宅においては、たとえ設計標準使用期限（※④）が切れていたり失効消火器であったりしても、新しい消火器に取替えるか否かは、顧客の任意によるものであるにもかかわらず、あたかも取替えなければならないと決まっているかのように告げていた。

イ 消火器の製造に関し加圧式から蓄圧式（メーター付）にシフトしてきている事実はあるものの、どの種類の消火器を購入するかについては顧客の任意によるものであるため、「今は全部蓄圧式（メーター付）です。」と告げることは事実と反している。

ウ 持参したチラシには、「旧規格消火器（※⑤）は2021年12月31日までに交換が必要です。」と書かれており、これは消防法令に

基づいて消火器の設置が義務付けられている建物を対象とする内容であることから、このチラシを用いて「これに該当しますから。」と一般住宅の顧客に対し告げることは、事実反している。

- ※① 失効消火器：消防法第 21 条の 5 の規定により、型式承認の効力が失効した消火器。
- ※② 加圧式(消火器)：内蔵してあるガスボンベが、使用時に開封されることで、容器内部にガスが放出され、それによって薬剤を噴射する構造の消火器。
- ※③ 蓄圧式(消火器)：製造工程で容器内にガスを封入し、使用時にレバーを握ると、内管の弁が開き、その圧力によって薬剤が流れ込み噴射する構造の消火器。ガスの圧力は、外部から圧力計で容易に確認することができる。
- ※④ 設計標準使用期限：標準使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして設計上設定された標準的な期間又は期限。
- ※⑤ 旧規格消火器：旧規格省令で型式承認された消火器。旧規格消火器は、平成 24 年 1 月 1 日に型式失効となり、それ以降、防火対象物には、旧規格消火器を新規に製造・販売・設置はできないが、改正規格省令の施行(平成 23 年 1 月 1 日)の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物に設置されている消火器等については、平成 33 年 12 月 31 日までは特例として設置ができる。

(3) 重要事項不告知(特定商取引法第 7 条第 1 項第 2 号)

同社は、遅くとも令和元年 6 月頃以降、本件販売に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、当該消火器が業務用であることを告げず、さらに当該消火器本体の「業務用消火器(ご家庭には住宅用消火器を設置してください)」と表示されている部分が見えないようにテープを貼ったり、または、顧客に配付するチラシにある消火器の写真の「業務用」の部分が見えないように加工したりしていた。

このことは、当該売買契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものであり、故意に事実を告げていないことから、特定商取引法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に違反するものである。

(4) 過量販売(特定商取引法第 7 条第 1 項第 4 号、特定商取引法施行規則第 6 条の 3 第 2 号、第 3 号)

同社は、顧客に対し、短期間に設計標準使用期限が 10 年間であり性能もほぼ同じである消火器を、その都度前回販売した消火器を引き取りながら繰り返し複数回販売していた。

このことは、正当な理由もなく日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結についての勧誘であり、特定商取引法第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づく特定商取引法施行規則第 6 条の 3 第 2 号及び第 3 号の規定に違反するものである。